

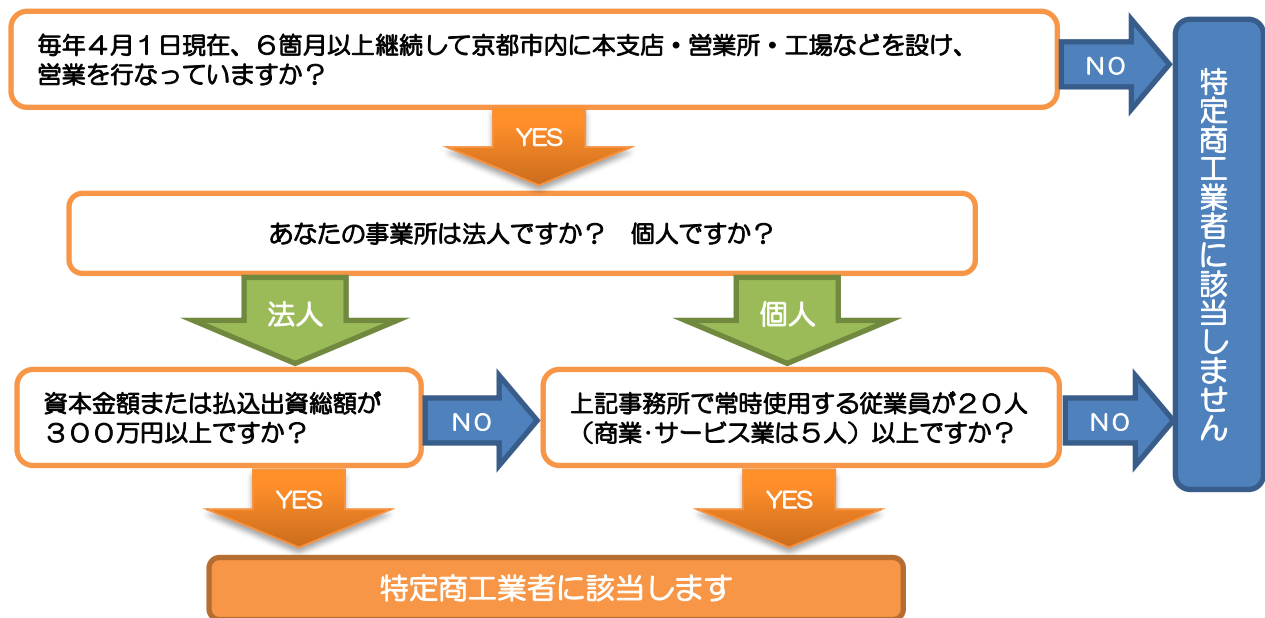
# 特定商工業者制度について

特定商工業者制度は、国の法律である『商工会議所法』（昭和28年法律第143号）によって定められている制度です。

この法律に基づいて、商工会議所は、法律で定められた一定規模以上の事業所(特定商工業者)の実態を正確に把握するために、**法定台帳**を整備して地域振興策の立案や取引照会等の基礎資料として活用しています。また、特定商工業者の皆様からは、法定台帳整備に係る費用として、**負担金**を納入頂いております。

## ◎特定商工業者とは

商工会議所法(第7条)で定められた次に該当する商工業者が、商工会議所の会員か否かにかかわらず、特定商工業者となります。



## ◎法定台帳とは

商工業者の総合的な改善・発展のための基礎資料とするため、商工会議所法(第10条)で、商工会議所が法定台帳を作成することが定められています。また、特定商工業者の方々の義務として、法定台帳調査を年1回提出頂くこととなっております。調査項目は、名称、住所、代表者、事業内容、資本金額、従業員数等があり、京都商工会議所では、毎年5月中旬に特定商工業者の皆様に法定台帳を郵送し、提出頂いております。

## ◎負担金とは

商工会議所法(第12条)に基づき、法定台帳の調査作成にかかる費用の一部として、特定商工業者の皆様の過半数の同意と京都市長の許可を受けて年間4,000円の負担金のご協力をお願いしております。

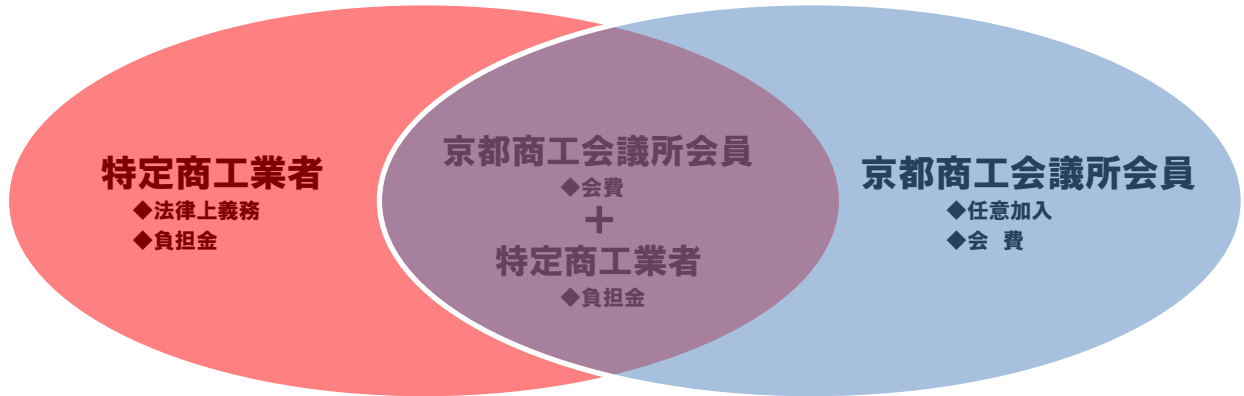
※負担金は税金とは異なり、不払いによる罰則規定、不利益は一切ありません。

※負担金は税務上、公租公課費目として損金処理ができます。

※負担金は非課税です。

## ◎商工会議所会員と特定商工業者の違いとは

特定商工業者は、商工会議所法(第7条)で定められた基準に該当すれば、義務として登録されます。商工会議所の会員は、事業規模等に関係なく任意でご加入頂くことができます。従って、特定商工業者に該当されただけでは、商工会議所会員でないということになります。



## ◎特定商工業者のメリットは

商工会議所法に基づく制度のため、直接的なメリットはありませんが、負担金(年額4,000円)をご納入頂いた事業所の皆様には、京都商工会議所が提供するサービスの一部をご利用いただけます。

### 会報誌の購読

京都商工会議所のサービスや事業紹介、知恵を活かした企業紹介、経営に関する情報収集、従業員の教育などに役立つ情報を満載した会報誌「京 Business Review」を年2回お届けします。(会員には年6回発行)

- 1・2月号…1月下旬お届け
- 7・8月号…7月下旬お届け

### 共済制度への加入

万が一に備え、手頃な掛金で充実した保障が魅力の「京商はんなり共済(生命共済制度)など一部の共済制度をご利用頂けます。

#### 【京商はんなり共済 特徴】

- ・格安の掛金で大きな保障
- ・1年365日・24時間を保障
- ・配当金還付で負担はさらに軽減
- ・会社負担・個人負担どちらか選択可
- ・税法上の特典あり など

### 京商 議員選挙権

3年に一度行われる京都商工会議所1号議員選挙の選挙権(1個)を取得できます。

※詳しくは、京都商工会議所ホームページ等でご確認下さい。

<http://www.kyo.or.jp/kyoto/>

## ～京都商工会議所へのご入会のご案内(任意加入)～

京都商工会議所には、現在約12,000事業所の皆様に会員としてご入会頂いております。会員としてご入会頂きますと、経営相談、販路開拓、情報収集、ネットワークをつくるための交流、人材育成、福利厚生充実など、皆様のお役に立つ各種事業・サービスをご活用頂くことができます。詳しいご説明、また資料請求をご希望の場合は、会員部までご連絡ください。

特定商工業者制度等に関するお問合せ

京都商工会議所 会員部会員サービス課 TEL075-341-9760

(京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7階)